

2011年2月3日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

同 大阪府委員会

同 京都府委員会

同 兵庫県委員会

同 滋賀県委員会

同 奈良県委員会

同 和歌山県委員会

## 住宅ローンの金利引き下げ等についての要請

貴職の国民生活、日本経済への貢献に敬意を表します。

さて、2010年12月の政府「月例経済報告」でも「景気は、このところ足踏み状態であり、失業率が高水準にあるなど厳しい状況」としています。私たちには住宅ローンの利用者から「生活が苦しい。金利を下げてください」など多くの相談が寄せられています。金融庁が「中小企業金融円滑化法」の延長を決断されたことを歓迎するものです。

多くの国民は、政府のゼロ金利政策のもとで、預け入れ金利が0.03～0.04%（1年もの大口定期預金）なのに、なぜ貸出金利が高いままなのかと怒りや疑問を持っています。貴局が同法に基づく取り組みをさらに強化することが強く求められています。

同法は、その目的を「住宅資金借入者に対する金融の円滑化をはかる。これにより住宅資金借入者の生活安定を期し、もって国民生活の安定向上に寄与する」（第一条）とし、金融機関は住宅ローン借入者から貸し付け条件の変更の申し込みがあった場合、できる限り応じるよう「努力義務」（第五条1）を課しています。

ローン金利の引き下げは、条件の変更の一つであり、金融機関が応じるのは当然です。「電話一本で引き下げ」などの例がある一方、「社の方針で利子は下げない」と拒否したり、ローンの返済遅れを理由に断るなど、同法に反する事態も増えています。また「住宅金融支援機構」は、「法の対象でない」と金利引き下げには大変消極的です。貴局の取り組み強化を求め、以下の点を要請します。

### 記

#### （一）財務局の取り組み強化について

「金融円滑化法」施行から一年余が経過していますが、金融機関によって取り組みに大きな差があります。同法「延長」のもとで、改めて同法や「金融円滑化編チェックリスト」（金融庁「金融検査マニュアル」より）、諸通知などを徹底し、金融機関が住宅ローンの金利引き下げに応じるよう取り組みを強化されたい

**①取り組みが消極的な金融機関への対応** 「チェックリスト」では、条件変更の相談に適切に対応できる態勢整備、「顧客の実態を十分ふまえた上で迅速かつ適切な対応」（3. 住宅ローン②与信管理 i より）などを求めています。消極的な金融機関に取り組み強化を求められたい。

**②ローン返済遅れの人への対応** 返済遅れを理由に断っているケースがあります。しかし、同法は「当

該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから…負担軽減の申込みがあった場合」をわざわざ例に挙げて、負担軽減措置をとるよう努めることを求めています。また「チェックリスト」では「延滞が発生した場合でも…必要に応じ、貸し付け条件の変更等を含めた対応策を検討しているか」(同iv)としています。標記のような対応をただされたい。その他、同法に反する事態をただされたい。

## (二)条件変更に応じない場合の対応について

「法」では、金融機関はローン金利引き下げなどの要望への対応を政府に報告する義務を定め(法第八条1)、内閣府令(第72号)では報告の内容について「金融機関が申込みを拒否した場合、…その主な内容を含む」としています。そして虚偽報告した場合は罰則(1年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は2億円以下の罰金=同法第十七条、第十八条)がもうけられています。「チェックリスト」でも応じられない場合の対応を定めています。

**①不親切な対応はただせ** チェックリストでは「貸し付け条件の変更等に応じられない場合は、可能な限り顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明を行っているか」(同iii)としています。これにもとづき丁寧で親切な対応をするよう徹底されたい。

**②文書による回答** 金融機関の要望謝絶は口頭で行われており、まともに説明されていないケースがあります。謝絶理由の虚偽報告が行われたかどうか、申込者は客観的に確認することができません。よって、謝絶理由は文書で示すよう金融機関に求められたい。

**③謝絶ケースの調査** 金融機関は対応結果を資料として残しています。貴局が謝絶のケースと理由を調査されることを求めます。

## (三)ローン利用者への周知・徹底について

金融機関の中には、住宅ローンの条件変更に応じ、相談に乗っていることをダイレクトメールなどで知らせています。「金融円滑化法」の趣旨や制度などについて、金融機関が個別の対応やホームページでの紹介にとどまらず、「努力義務」の一環として、利用者にダイレクトメールなどで周知徹底に努めるように図られたい。

## (四)「住宅金融支援機構」の対応について

同法の付帯決議では「法の適用対象にならない事業者も法の趣旨を十分に尊重し、条件変更等に柔軟な対応をするよう要請すること」(参院財政金融委員会)とし、財務省、国土交通省の「住宅金融支援機構」あての通知(「円滑化法を踏まえた対応について」2009年12月7日)では、円滑化法により民間金融機関による条件変更が促進されることを踏まえ、住宅ローン等の条件変更柔軟に対応することなどを求めています。亀井静香金融担当大臣(当時)は「公庫の役割は民間以上に重要」とのべ、「法」は他の金融機関との連携(第五条2)を求めています。

「金融円滑化法」、上記付帯決議、通知などにもとづき、「住宅金融支援機構」が、住宅ローン金利の引き下げや負担軽減のために全般的な見直しに応じるよう努められたい。

以上